医療・公衆衛生分科会
（第3回）
参考資料2

特措法と行動計画、ガイドラインの関係について

新型インフルエンザ対策行動計画（平成23年改定）

発生段階に応じて、7項目の対策について記載
①実施体制
②サーベイランス・情報収集
③情報提供・共有
④予防・まん延防止
⑤医療
⑥ワクチン
⑦社会・経済機能の維持

→ 各種対策の具体的な内容

新型インフルエンザ対策ガイドライン（平成21年策定）

平成23年の行動計画改定を受け、見直し意見書がだされているところ
①水際対策
②検疫
③感染拡大防止
④医療体制
⑤抗インフルエンザウイルス薬
⑥ワクチン接種
⑦事業者・職場
⑧個人、家庭及び地域
⑨情報提供・共有（リスクコミュニケーション）
⑩埋火葬の円滑な実施
（見直し意見書ではサーベイランスに関するガイドライン（新設）あり）

特措法施行後は、法に基づく行動計画となる

行動計画	ガイドライン	（既存の法律の例）
行動計画のうち感染症法に基づく対策	ガイドラインのうち感染症法に基づく対策	感染症法
行動計画のうち予防接種法に基づく対策	ガイドラインのうち予防接種法に基づく対策	予防接種法
行動計画のうち検疫法に基づく対策	ガイドラインのうち検疫法に基づく対策	検疫法
行動計画のうち法的裏付けのない対策	ガイドラインのうち法的裏付けのない対策	
特措法の制定にて法的根拠を与えられた対策 （例） ・業務計画にもとづく医療等の確保（第47条） ・臨時の医療施設等（第48条） ・医療従事者、社会機能維持者に対する特定接種（第28条） 等	特措法の制定にて法的根拠を与えられた対策	特措法 ↓ 法の施行にあたり、下位法令（政省令・告示）の制定が必要*

特措法は、現行行動計画における対策のうち、既存法で規定されていない対応について、法的根拠を与えるものであり、行動計画の基本的な考え方には変更ないが、特措法にて新たに規定された項目について行動計画に追記する、あるいは法的根拠を明記する必要がある。また行動計画で記載された対策の具体的内容をガイドラインで記載しており、行動計画とガイドラインの整合性を取る必要がある（平成23年の改定行動計画に対応してガイドラインが改定されていないため、ガイドラインに関しては全面的に改定が必要）

（＊）政省令・告示に記載すべき事項は法律制定時に定められている

特措法の政令・省令・告示事項（医療・公衆衛生分科会関連）

	該当条文	分科会での検討事項
＜政令事項＞		
医療の実施の要請を受ける医療関係者	31条1項	○医療関係者の範囲を検討 ＜医療・公衆衛生分科会＞
臨時の医療施設における医療の提供の一部の事務を市町村に実施させる場合の手続	48条2項	（手続の方法を記載）
墓地埋葬法の手続の特例	56条1項	（手続の特例を記載）
都道府県知事が実施する一時埋葬の一部の事務を市町村に実施させる場合の手続	56条3項	（手続の方法を記載）
実費弁償等の基準、手続	62条2,3項	○実費弁償等の基準を検討 ＜医療・公衆衛生分科会＞
損害補償の基準、手続	63条	○損害補償の基準を検討 ＜医療・公衆衛生分科会＞
国負担	69条	（手続の方法を記載）
＜省令事項＞		
医薬品等の譲渡の手続（厚生労働省令）	64条	（手続の方法を記載）
＜告示事項＞		
特定接種の登録事業者の登録手続（厚生労働告示）	28条1項	○登録手続について検討 ＜医療・公衆衛生分科会＞
特定接種の登録事業者の接種対象従業員の基準	28条1項	○接種対象従業員の基準を検討 ＜社会機能分科会＞
埋火葬の手続の特例の期間、都道府県の実施する一時埋葬の手続（厚生労働省告示）	56条1,2項	（手続の方法等を記載）